

令和元年石巻市議会第4回定例会提出議案一覧

1 条例議案（19件）

- (1) 第195号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(令和元年台風第19号に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例)
(令和元年台風第19号に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例)

<制定理由>

令和元年台風第19号による被災者の経済的負担軽減を図るため、台風第19号に起因し、死亡、障害、重篤な傷病、行方不明、事業収入等が減少した場合や住宅に損害を受けた世帯の保険税（保険料）を減免するため、条例を制定したもの。

<制定内容>

(令和元年台風第19号に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例)

台風第19号により被災した被保険者に対する国民健康保険税の減免について、次表のとおり定めたもの。

1 減免の範囲及び減免割合

減免範囲	減免割合				
主たる生計維持者が死亡し、障害者となり又は重篤な傷病を負った世帯	全部				
主たる生計維持者の行方が不明となった世帯	全部				
<p>主たる生計維持者の事業収入等が10分の3以上減少し、かつ前年の合計所得額が1,000万円以下である世帯（合計所得金額のうち、減少した事業収入等に係る所得以外の前年中の所得の合計額が400万円を超えるものを除く。）</p> <p>○減免対象保険税額</p> <p>【表1】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>対象保険税額 = $A \times B / C$</td> </tr> <tr> <td>A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額</td> </tr> <tr> <td>B : 当該世帯の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額</td> </tr> <tr> <td>C : 当該世帯の前年の合計所得金額</td> </tr> </table> <p>【表1】で算出した対象保険税額に、以下に示した区分ごとの前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額</p> <p>(1) 前年の合計所得金額が300万円以下であるとき</p> <p>(2) 前年の合計所得金額が400万円以下であるとき</p> <p>(3) 前年の合計所得金額が550万円以下であるとき</p> <p>(4) 前年の合計所得金額が750万円以下であるとき</p> <p>(5) 前年の合計所得金額が1,000万円以下であるとき</p> <p>※ 事業等の廃止や失業の場合には、前年中の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険税額の全部を免除する。</p>	対象保険税額 = $A \times B / C$	A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額	B : 当該世帯の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額	C : 当該世帯の前年の合計所得金額	<p>全部</p> <p>10分の8</p> <p>10分の6</p> <p>10分の4</p> <p>10分の2</p>
対象保険税額 = $A \times B / C$					
A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額					
B : 当該世帯の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額					
C : 当該世帯の前年の合計所得金額					
<p>主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯</p> <p>(1) 全壊</p> <p>(2) 大規模半壊、半壊又は床上浸水</p>	<p>全部</p> <p>2分の1</p>				
主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯	当該世帯の保険税額と行方不明者以外の被保険者について算定した保険税額との差額				

2 減免の適用期間

令和元年度分のうち、令和元年10月12日以降に納期限が設定されているもの。

(令和元年台風第19号に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例)

台風第19号により被災した第1号被保険者に対する介護保険料の減免について、次表のとおり定めたもの。

1 減免の範囲及び減免割合

減免範囲	減免割合
主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯 (1) 全壊 (2) 大規模半壊、半壊又は床上浸水	全部 2分の1
主たる生計維持者が死亡し、障害者となり又は重篤な傷病を負った世帯	全部
主たる生計維持者の行方が不明となった世帯	全部
主たる生計維持者の事業収入等が10分の3以上減少した被保険者。(合計所得金額のうち、減少した事業収入等に係る所得以外の前年中の所得の合計額が400万円を超える者を除く。) ○減免対象保険料額 【表1】 対象保険料額 = $A \times B / C$ A : 当該被保険者の保険料額 B : 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額 C : 主たる生計維持者の前年の合計所得金額 【表1】で算出した保険料額に、下記に示した区分ごとの前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 (1) 前年の合計所得金額が200万円以下であるとき (2) 前年の合計所得金額が200万円を超えるとき ※ 事業等の廃止や失業の場合には、前年中の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険料額の全部を免除する。	全部 10分の8

2 減免の適用期間

令和元年度分のうち、令和元年10月12日以降に納期限が設定されているもの。

<公布の日から施行>

(2) 第196号議案 市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例

＜制定理由＞

大川小学校事故訴訟に係る最高裁決定に伴う損害賠償金及び遅延損害金について、市民の皆様には多大な御迷惑と御心配をおかけした責任として制定するもの。

＜制定内容＞

令和2年1月1日から同年6月30日までの6か月間、市長の給与の50パーセント、副市長及び教育長の給与の30パーセントを減額するもの。

＜令和2年1月1日から施行＞

(3) 第197号議案 石巻市湊地区コミュニティ広場条例

＜制定理由＞

旧湊第二小学校跡地に、地域交流拠点として、スポーツや遊び、ふれあいを通じて地域住民に親しまれる憩いの場を創出するとともに、住民相互の連携や地域コミュニティの醸成のため「湊地区コミュニティ広場」を整備し、暫定的に供用していたが、付帯施設や施設周辺の道路環境の整備が進み、広く市民の利用が可能となったことから、令和2年4月1日より公の施設として開設するため、本条例を制定するもの。

＜制定内容＞

目的、コミュニティ利用時間等、スポーツ利用の許可、スポーツ利用時間等、許可の制限、目的外利用等の禁止、許可の取消し等、使用料、使用料の不還付、使用料の減免、使用者の責務、利用の停止、特別設備等の設置、原状回復の義務、指定管理者による管理、規則への委任について規定するもの。

また、附則において施行期日を規定するもの。

(単位：1時間当たり)

専用しない場合	専用して利用する場合				
	一般	大学生	高校生	中学生以下	休憩所の 利用含む
広場として利用 無料	2,000円	1,500円	1,000円	500円	

＜令和2年4月1日から施行＞

(4) 第198号議案 石巻市下水道事業の設置等に関する条例

＜制定理由＞

本市の下水道事業、漁業集落排水事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業について、地方公営企業法の財務規定等を令和2年度より適用するため、本条例を制定するもの。

＜制定内容＞

下水道事業の設置、地方公営企業法の財務規定等の適用、下水道事業の経営の基本、重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除、会計事務の処理、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等、業務状況説明書類の作成、委任について規定するもの。

附則第1項

施行期日を規定するもの。

附則第2項

石巻市特別会計条例の一部改正

本条例の制定に伴い、本則中から下水道事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び浄化槽整備事業特別会計の各号を削り、条項を整理するもの。

＜令和2年4月1日から施行＞

(5) 第199号議案 石巻市下水道事業運営審議会条例

＜制定理由＞

本市の下水道事業は少子高齢化による収入減少や施設の老朽化に伴う投資負担が想定されることから、地方公営企業法の財務規定の適用にあわせ、運営審議会を設置し、経営状況をより適切に管理し下水道事業の健全かつ安定的な運営を図るため、本条例を制定するもの。

＜制定内容＞

審議会の設置、所掌事務、委員及び任期、会長及び副会長、会議、委任について規定するもの。

附則第1項

施行期日を規定するもの。

附則第2項

最初の審議会の招集について規定するもの。

附則第3項

石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正別表に次のとおり追加するもの。

石巻市下水道事業運営審議会委員	勤務1日につき	9,500円	同
-----------------	---------	--------	---

＜令和2年4月1日から施行＞

(6) 第200号議案 石巻市網地島高齢者生活福祉センター条例

<改正理由>

本市の高齢者生活福祉センターは、高齢者の心身の健康と福祉の増進を図るため、北上地区及び網地島地区に設置していますが、北上高齢者生活福祉センターについては施設の老朽化に加え、今後も利用が見込めないことなどから、令和2年3月で廃止するもの。

また、北上高齢者生活福祉センターの廃止に伴い、今後も事業を継続的に行う生活福祉センターは網地島高齢者生活福祉センターのみとなることから、設置目的に対し適正な内容とするため、現行の石巻市高齢者生活福祉センター条例の全部を改正し、石巻市網地島高齢者生活福祉センター条例とするもの。

<改正内容>

網地島高齢者生活福祉センターの設置、事業、指定管理者による管理、休所日等、利用者の範囲、利用の許可、利用許可の取消し等、利用料金、利用料金の減免、損害賠償の義務、指定管理者の指定の取消し等に伴う利用許可と使用料等の徴収等、規則への委任について規定するもの。

附則第1項

施行期日を規定するもの。

附則第2項

経過措置を規定するもの。

<令和2年4月1日から施行>

(7) 第201号議案 石巻市支所設置条例の一部を改正する条例

<改正理由>

東日本大震災により被災した石巻市北上総合支所について、高台の北上にっこり地区拠点に北上公民館及び北上地区放課後児童クラブとの複合施設として移転新築整備を進めていますが、令和2年3月に完成し、同年4月13日より供用を開始することから、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第2条の表

「石巻市北上総合支所」の位置について、次のとおり改めるもの。

改 正
石巻市北上町十三浜字小田 ^{こだ} 9 3 番地 4
現 行
石巻市北上町十三浜字月浜8 8 番地 2

附則

施行期日を規定するもの。

<令和2年4月13日から施行>

(8) 第202号議案 石巻市復興まちづくり情報交流館条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

復興まちづくり情報交流館は、東日本大震災からの復旧・復興事業や地域のまちづくりに関する情報発信、また、市民同士の意見交換や来訪者との交流の場として、現在、市内3箇所に設置されていますが、雄勝館及び北上館について、情報交流館の機能を承継する施設として、雄勝地区においては、「雄勝硯伝統産業会館」が、また北上地区においては、「北上総合支所・公民館複合施設」が令和2年4月に開設されることから、同年3月をもって施設を廃止するため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第2条の表及び別表

「石巻市復興まちづくり情報交流館雄勝館」及び「石巻市復興まちづくり情報交流館北上館」の項を削るもの。

附則

施行期日を規定するもの。

＜令和2年4月1日から施行＞

(9) 第203号議案 石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

＜改正理由＞

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年6月14日に公布されたことに伴い、地方公務員法が改正されることから、関係する条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

○第1条 石巻市職員の給与に関する条例の一部改正

第28条、第29条、第30条、第31条及び第36条

期末手当、勤勉手当、休職者の給与において、地方公務員法第16条第1号に規定する成年被後見人及び被保佐人が削除されることに伴い、文言を削除するほか、文言の整理等を行うもの。

○第2条 石巻市職員等の旅費に関する条例の一部改正

第3条

旅費の支給において、引用する地方公務員法の条項を修正するほか、文言の整理を行うもの。

○第3条 石巻市消防団条例の一部改正

第6条

欠格条項において、文言の整理を行うもの。

○第4条 石巻市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

第7条

退職報償金支給の制限において、文言の整理を行うもの。

○第5条 石巻市表彰に関する条例の一部改正

第10条

資格の喪失において、文言の整理を行うもの。

○附則

施行期日を規定するもの。

<公布の日から施行>

(10) 第204号議案 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例

<改正理由>

東日本大震災により被災した小中学校について、石巻市立学校施設災害復旧整備計画に基づき整備を進めてきたところですが、令和2年4月に北上にっこり地区拠点に移転新築する石巻市立北上小学校の位置を変更するため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第3条の表

「石巻市立北上小学校」に位置について、次のとおり改めるもの。

改 正
石巻市北上町十三浜字小 ^こ 田 ^だ 93番地4
現 行
石巻市北上町長尾字松崎1番地

附則

施行期日を規定するもの。

<令和2年4月1日から施行>

(11) 第205号議案 石巻市公民館条例の一部を改正する条例

(12) 第206号議案 石巻市図書館条例の一部を改正する条例

<改正理由>

東日本大震災により被災した石巻市北上公民館及び図書館北上分館の災害復旧工事が令和2年3月に完成し、同年4月13日より北上総合支所等との複合施設として供用を開始することから、関係する条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

(石巻市公民館条例の一部を改正する条例)

第3条の表

「石巻市北上公民館」の位置について、次のとおり改めるもの。

改 正
石巻市北上町十三浜字小田 ^{こだ} 93番地4
現 行
石巻市北上町十三浜字月浜88番地2

別表第1の4

北上公民館の各室使用料及び冷暖房設備器具使用料を改めるもの。

附則

施行期日を規定するもの。

(石巻市図書館条例の一部を改正する条例)

第2条の表

「石巻市図書館北上分館」の位置について、次のとおり改めるもの。

改 正
石巻市北上町十三浜字小田 ^{こだ} 93番地4
現 行
石巻市北上町十三浜字月浜88番地2

附則

施行期日を規定するもの。

<令和2年4月13日から施行>

(13) 第207号議案 石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

<改正理由>

災害援護資金の償還免除の対象範囲の拡大、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための合議制の機関設置等を定めた「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が令和元年8月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第15条第3項

償還等において、償還金の償還免除の対象範囲の拡大と支払猶予を規定したほか、償還免除、支払猶予を判断するため、貸付けを受けた者若しくはその保証人に対する報告や官公署に対する調査を可能とするよう、条文を改めるもの。

第16条、第17条

支給審査委員会の設置について新たに規定し、併せて条項の整理を行うもの。

附則第1項

施行期日を規定するもの。

附則第2項

石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正別表に次のとおり追加するもの。

石巻市災害弔慰金等支給審査委員会委員	勤務1日につき	14,000円	同
--------------------	---------	---------	---

<公布の日から施行>

(14) 第208号議案 石巻市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

(15) 第209号議案 石巻市立こども園条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「北上地区放課後児童クラブ」及び「石巻市立北上こども園」については、北上にっこり拠点地区内に移転新築整備を進めていますが、令和2年3月に完成し、同年4月1日より供用を開始することから、関係する条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

(石巻市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例)

別表

「北上地区放課後児童クラブ」の位置について、次のとおり改めるもの。

改正
石巻市北上町十三浜字小田 ^{こだ} 93番地4
現行
石巻市北上町橋浦字大須215番地

附則

施行期日を規定するもの。

(石巻市立こども園条例の一部を改正する条例)

第3条

名称等において、北上こども園について、表に追加するもの。

第5条

入園資格において、新たに別表で施設ごとに年齢区分を規定し、併せて条文を整理するもの。

第9条

開園時間において、新たに別表で施設ごとに開園時間を規定し、併せて条文を整理するもの。

附則第1項

施行期日を規定するもの。

附則第2項

橋浦保育所に入所している園児についての経過措置を規定するもの。

附則第3項

石巻市保育所条例の一部改正

別表第1から橋浦保育所の項を削るもの。

＜令和2年4月1日から施行＞

(16) 第210号議案 石巻市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

(17) 第211号議案 石巻市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

「北上デイサービスセンター」は、指定管理者が採算性の問題から撤退し、平成26年度より休止が続いていますが、利用者については、地元の社会福祉法人が運営するデイサービスセンターが引き受けており、地域におけるデイサービスは充足していることから施設を廃止するもの。

また、同敷地内に併設されている「北上在宅介護支援センター」についても、介護保険法の改正により、機能を北上地域包括支援センターが担っており、その役割は終了していることから、これらの施設を廃止するため、関係する条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

(石巻市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例)

第2条の表

「石巻市北上デイサービスセンター」の項を削るもの。

附則

施行期日を規定するもの。

(石巻市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例)

第2条の表

「石巻市北上在宅介護支援センター」の項を削るもの。

附則

施行期日を規定するもの。

＜令和2年4月1日から施行＞

(18) 第 2 1 2 号議案 石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

<改正理由>

石巻市上釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業において、事業の完了である換地処分に向けた従前地の精査により、関係権利者との地区界の立会いを行った結果、施行区域及び面積に影響はないが、施行地区に含まれる地域（字界）に変更が生じたことから、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

別表第 1 石巻市上釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業の項中、「門脇字鷺塚」について、施行地区に含まれる地域を全部から一部に変更し、「中浦二丁目」の一部を新たに施行地区に含まれる地域に加えるもの。

<公布の日から施行>

(19) 第 2 1 3 号議案 石巻市下水道条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年 6 月 1 4 日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第 8 条、第 9 条、第 1 3 条及び第 1 8 条

指定の申請、指定の基準、責任技術者の登録の資格及び変更の届出等において、欠格事項から成年被後見人及び被保佐人の文言を削除し新たな欠格事項を追加するほか、文言の整理等を行うもの。

第 1 1 条

責任技術者の登録期間において、文言の整理を行うもの。

附則第 1 項

施行期日を規定するもの。

附則第 2 項

経過措置を規定するもの。

<公布の日から施行>

2 条例外議案（27件）

（1）第219号議案 指定管理者の指定について （石巻市複合文化施設）

<内 容>

「石巻市複合文化施設」について、文化芸術事業を市民へ提供することを目的として設立され、旧市民会館や旧文化センター、震災後は河北総合センター、遊楽館の指定管理者として30年以上にわたり、文化芸術事業の企画及び実施と運営に関するノウハウを有する「公益財団法人石巻市芸術文化振興財団」を、公募は行わず、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、本施設の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

施設の名称及び所在地	指定する法人又は団体	指定の期間
石巻市複合文化施設 石巻市開成1番地8	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

（2）第220号議案 指定管理者の指定について （石巻市総合運動公園）

<内 容>

「石巻市総合運動公園」について、健康で明るい住民の育成に寄与するため設立され、市内44のスポーツ団体が加盟し、独自事業のほか市の各種スポーツ振興事業を担い、また、石巻市総合体育館の指定管理者として管理運営実績のある「特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会」を、公募は行わず、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、本施設の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

施設の名称及び所在地	指定する法人又は団体	指定の期間
石巻市総合運動公園 石巻市南境字新小堤18番地	特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

(3) 第221号議案 指定管理者の指定について
(石巻市かなんパークゴルフ場)

＜内 容＞

「石巻市かなんパークゴルフ場」について、平成17年3月の指定管理者制度導入以降、有限会社ふれあいパークを指定管理者として指定してきましたが、令和2年3月31日で指定管理期間が終了することから公募したところ、現指定管理者1者から申請があり、「石巻市かなんパークゴルフ場指定管理者選定委員会」の審査結果に基づき、候補者として「有限会社ふれあいパーク」を選定し、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、本施設の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

施設の名称及び所在地	指定する法人又は団体	指定の期間
石巻市かなんパークゴルフ場 石巻市北村字太田沢9番地2	有限会社ふれあいパーク	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

(4) 第222号議案 指定管理者の指定について
(石巻市道の駅「上品の郷」)

＜内 容＞

石巻市道の駅「上品の郷」について、平成17年3月の指定管理者制度導入以降、同施設の管理運営を目的として設立された株式会社かほく・上品の郷を指定管理者として指定してきましたが、令和2年3月31日で指定管理期間が終了するに当たり、管理運営に関する情報と経験を蓄積している同者を、公募は行わず、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、本施設の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

施設の名称及び所在地	指定する法人又は団体	指定の期間
石巻市道の駅「上品の郷」 石巻市小船越字二子北下1番地1	株式会社かほく・上品の郷	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

(5) 第223号議案 財産の取得について

(一般廃棄物最終処分場施設整備事業地)

＜内 容＞

現行の一般廃棄物最終処分場の埋立容量満了が令和4年度と想定されることから、新たな一般廃棄物最終処分場の施設整備を行うため、事業用地を取得することについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- ・取得財産 一般廃棄物最終処分場施設整備事業地
土地
- ・所在地 石巻市南境字大衡山165番、298番1、298番2、303番、
304番、310番13
- ・面積 24,200平方メートル
- ・取得方法 売買
- ・取得価格 金24,443,750円
- ・取得の相手方 市内在住 女性

(6) 第224号議案 工事請負の契約締結について

((仮称)大川地区地域交流センター建設工事)

＜内 容＞

- ・工事場所 石巻市福地字通ヶ崎18番
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金209,550,000円
- ・契約の相手方 石巻市美園三丁目21番地12
石巻建商株式会社
代表取締役 鎌田良一

(7) 第225号議案 工事請負の契約締結について

(陸開水門遠隔監視システム被制御局建築工事)

＜内 容＞

- ・工事場所 石巻市雄勝町名振ほか地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金232,320,000円
- ・契約の相手方 石巻市美園三丁目21番地12
石巻建商株式会社
代表取締役 鎌田良一

(8) 第226号議案 工事請負の契約締結について
(針岡地区排水ポンプ設備設置工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市針岡字浦ほか1字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金287,526,800円
- ・契約の相手方 大崎市古川駅東一丁目5番11号
株式会社ヤマト東北支店
支店長 木 暮 篤

(9) 第227号議案 工事請負の契約締結について
(蛇田新橋橋梁架替(その2)工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市蛇田字金津町前ほか6字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金505,287,585円
- ・契約の相手方 石巻市大街道西二丁目1番98号
株式会社倉元建設東北本部
本部長 倉 元 孝 輔

(10) 第228号議案 工事請負の契約締結について
(釜大街道線橋梁上部工新設(その1)工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市大街道東三丁目ほか1字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金688,600,000円
- ・契約の相手方 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠 藤 正 樹

(11) 第229号議案 工事請負の契約締結について
(丸山橋橋梁災害復旧工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市北上町十三浜字丸山ほか1字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金708,636,280円
- ・契約の相手方 石巻市大街道西二丁目1番98号
株式会社倉元建設東北本部
本部長 倉 元 孝 輔

(12) 第230号議案 工事請負の契約締結について
(相川橋橋梁災害復旧(その2)工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市北上町十三浜字相川地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金386,353,000円
- ・契約の相手方 仙台市太白区茂庭字中ノ瀬東13番地の5
ライブディック株式会社
代表取締役 古 屋 靖 公

(13) 第231号議案 工事請負の契約締結について
(湊川橋橋梁災害復旧(その3)工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市鮎川浜湊川地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金214,720,000円
- ・契約の相手方 仙台市青葉区一番町二丁目2番13号
東日本コンクリート株式会社
代表取締役社長 山 縣 修

(14) 第232号議案 工事請負の契約締結について
(〔仮称〕雄勝地区屋内運動場災害復旧建設工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金420,200,000円
- ・契約の相手方 石巻市恵み野三丁目1番地2
株式会社丸本組
代表取締役 佐 藤 昌 良

(15) 第233号議案 工事請負の契約締結について
(〔仮称〕雄勝地区艇庫災害復旧建設工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金186,010,000円
- ・契約の相手方 石巻市恵み野三丁目1番地2
株式会社丸本組
代表取締役 佐 藤 昌 良

(16) 第234号議案 工事請負契約の一部を変更する契約の締結について
(石巻港排水区雨水放流渠吐口築造その2工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市三河町地内
- ・契約の方法 随意契約
- ・契約金額 変更前 金 99,112,680円
変更後 金 213,777,780円
- ・契約の相手方 仙台市青葉区中央二丁目9番27号
東洋建設株式会社東北支店
執行役員支店長 田 中 啓 之

(17) 第235号議案 工事請負契約の一部変更について
(（仮称）蛇田支所等複合施設建設工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市清水町二丁目3番3号
若生工業株式会社
代表取締役 若 生 保 彦
- ・契約金額 変更前 金 771,459,680円
変更後 金 787,271,080円

(18) 第236号議案 工事請負契約の一部変更について
(市道南浜東1号線ほか1路線道路新設工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市蛇田字南経塚20番地の5
丸岩建設株式会社
代表取締役 今 野 正 俊
- ・契約金額 変更前 金 189,779,760円
変更後 金 212,883,060円

(19) 第237号議案 工事請負契約の一部変更について
(南浜雨水排水ポンプ場及び流入管築造工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市門脇字元明神10番地
重吉興業株式会社
代表取締役 山 内 ひろみ
- ・契約金額 変更前 金 226,876,680円
変更後 金 190,586,520円

(20) 第238号議案 工事請負契約の一部変更について
(石巻工業港運河線道路新設及び橋梁下部工新設工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠藤正樹
- ・契約金額 変更前 金481,788,000円
変更後 金279,834,480円

(21) 第239号議案 工事請負契約の一部変更について
(釜大街道線橋梁下部工新設工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠藤正樹
- ・契約金額 変更前 金466,135,560円
変更後 金342,080,280円

(22) 第240号議案 工事請負契約の一部変更について
(石巻南浜津波復興祈念公園整備工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠藤正樹
- ・契約金額 変更前 金 900,786,960円
変更後 金1,088,999,160円

(23) 第241号議案 工事請負契約の一部変更について
(23年災長面漁港災害復旧(その1)工事)

<内 容>

- ・請負者 東北・ケーユーケー復旧・復興建設工事共同企業体
代表者
石巻市桃生町給人町字東町91番地3
株式会社東北建設
代表取締役 沓掛吉徳
- ・契約金額 変更前 金287,593,200円
変更後 金359,252,700円

(24) 第242号議案 字の区域を変更することについて

<内 容>

石巻市飯野川地区で施行された県営ほ場整備事業飯野川地区の工事完了に伴い、事業区域内の石巻市皿貝字十二神内田^{じゅうにじんうちた}ほか28の字の一部の区域を、施行した土地の形状に合わせて変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

(25) 第243号議案 市道路線の認定について

(26) 第244号議案 市道路線の廃止について

(27) 第245号議案 市道路線の変更について

<内 容>

市道路線の認定、廃止及び変更の内訳

区別	内 容	路線数	延長 (m)
認定	県の道路事業によるもの	1路線	240.43
	鮎川浜地区拠点エリア整備事業によるもの	1路線	92.44
	計	2路線	332.87
廃止	県の防潮堤事業によるもの	3路線	△81.70
	漁業集落防災機能強化事業によるもの	14路線	△992.30
	鮎川浜地区拠点エリア整備事業によるもの	1路線	△48.90
	計	18路線	△1,122.90
変更	県の道路事業によるもの	3路線	△452.12
	県の防潮堤事業によるもの	1路線	△28.84
	漁業集落防災機能強化事業によるもの	4路線	△172.81
	鮎川浜地区拠点エリア整備事業によるもの	4路線	△20.27
	計	12路線	△674.04

令和元年石巻市議会第4回定例会追加提出議案一覧

1 条例議案（1件）

（1）第246号議案 石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

<改正理由>

本市職員の給与制度については、国家公務員の給与制度を基本として改定を行ってきたことから、人事院勧告に基づき、関係する条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

○第1条 石巻市職員の給与に関する条例の一部改正

第31条

勤勉手当において、一般職の支給割合を0.05月引き上げるもの。

別表第1から別表第3まで（給料表）

人事院勧告による民間給与との較差是正のため、本年4月に遡り、行政職は平均0.1%の引上げを行うほか、医療職及び幼稚園職についても、行政職との均衡を基本に所要の改定を行うもの。

○第2条 石巻市職員の給与に関する条例の一部改正

第13条

住居手当において、支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、また、最高支給限度額を2万7,000円から2万8,000円へ引き上げるほか、文言の整理を行うもの。

第31条

第1条の規定により引き上げる支給割合について、6月と12月に支給する勤勉手当が均等になるように配分するもの。

○第3条 石巻市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正

第4条

特別職の期末手当支給割合について、0.05月引き上げるもの。

○第4条 石巻市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正

第4条

第3条の規定により引き上げる支給割合について、6月と12月に支給する期末手当が均等になるように配分するもの。

○第5条 石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

第7条

市議会議員の期末手当支給割合について、0.05月引き上げるもの。

○第6条 石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

第7条

第5条の規定により引き上げる支給割合について、6月と12月に支給する期末手当が均等になるように配分するもの。

○第7条 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

第6条

特定任期付職員の給料月額について、本年4月に遡り、1号給のみ1,000円引き上げるもの。

第7条

特定任期付職員の期末手当支給割合について、0.05月引き上げるもの。

○第8条 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

第7条

第7条の規定により引き上げる支給割合について、6月と12月に支給する期末手当が均等になるように配分するもの。

○第9条 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正

別表第1及び別表第2（給料表）

フルタイム会計年度任用職員の給料表において、一般職と同様に、行政職は平均0.1%の引上げを行うほか、医療職についても、行政職との均衡を基本に所要の改定を行うもの。

○附則

第1条

施行期日及び適用日を規定するもの。

第2条

給与の内払について規定するもの。

第3条

住居手当に関する経過措置を規定するもの。

第4条

規則への委任について規定するもの。

<公布の日から施行。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第9条並びに附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行。第1条の規定による改正後の石巻市職員の給与に関する条例の規定（第31条第2項第1号の改正規定を除く。）及び第7条の規定による改正後の石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定（第7条第2項の改正規定を除く。）は平成31年4月1日から、第1条の規定による改正後の石巻市職員の給与に関する条例第31条第2項第1号の規定、第3条の規定による改正後の石巻市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第4条第1項の規定、第5条の規定による改正後の石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第7条第3項の規定及び第7条の規定による改正後の石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第2項の規定は令和元年12月1日から適用>

2 条例外議案（3件）

（1）第256号議案 工事請負の契約締結について （旧門脇小学校震災遺構整備展示工事）

<内 容>

- ・工事場所 石巻市門脇町四丁目103番2
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金212,520,000円
- ・契約の相手方 東京都台東区東上野六丁目21番6号
株式会社日展東京支店
支店長 福 岡 功

（2）第257号議案 工事請負の契約締結について （陸開水門遠隔監視システム電源設備工事）

<内 容>

- ・工事場所 石巻市雄勝町名振ほか地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金272,096,000円
- ・契約の相手方 石巻市南光町二丁目2番11号
日本製紙石巻テクノ株式会社
代表取締役社長 向 井 継 男

（3）第258号議案 工事請負の契約締結について （陸開水門遠隔監視システム工事）

<内 容>

- ・工事場所 石巻市穀町14番1号ほか地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金821,700,000円
- ・契約の相手方 仙台市青葉区中央三丁目2番23号
富士通株式会社東北支社
支社長 三 城 聡